

1. 公示について

本店舗での手荷物預かりサービスの利用については、この約款によるものとします。

2. お預かり不可のもの

- (1) 現金、クレジットカードなど貴重品と判断されるもの
- (2) 死体、遺骨、位牌
- (3) 鉄砲、刀剣など法律上、持ち歩き携帯できないもの
- (4) 生鮮食品、腐敗しやすいもの、その他、臭気を発して、周りの品に影響を与えるもの
- (5) 犬、猫、小鳥などのペット類
- (6) 花火、灯油、ボンベなど発火性、引火性、揮発性のあるもの
- (7) その他、保管に適さないと認められるもの

3. 利用方法

- (1) お預かりした手荷物に対して、番号札（半券）をお渡しします。
- (2) 手荷物のお返しは、上記の半券と引き換えとなります。当社は、受け取りの際は半券持参の方に対して、本人確認を致しません。万が一、紛失の番号札が原因で第三者にお荷物が渡っても賠償の責任は負いません。なお、お客様が半券を紛失した場合は、受け取りの際に、正当な受取人であるかどうかを確認させていただきます。いずれにせよ、番号札（半券）は、十分に注意して保管してください。

4. 利用時間

お預かり・荷物の出し入れ・受け渡し・荷物整理を含めて営業時間内とします。営業時間外での店舗外での荷物のお渡しリクエストなどは、一切お受けできません。

5. 利用料金

料金及びその適用方法は、当社が別途、決めた料金表によります。

6. 保管方法

お預かりした形状でお預かりします。

7. 保管期間の延長

受付した期間どおりに当社は保管します。その期限を超えた際は延滞金（別途、ホームページに記載されている連日利用料金の料金表から利用者がすでに支払っていた金額を引いた差額）を請求します。なお、当社は閉店前については、お客様に対して確認の電話はいたしません。但し、営業時間内に連絡がなく保管期間を超えたお客様には、ご連絡をする場合がございます。

また、当社は、宅配業務は一切やっておりません。

8. 保管期間を超えて連絡がない場合

保管期間後7日間経過をしても引取がない場合、遺失物として警察に届けます。

9. 当社が負う賠償責任

手荷物が当社の過失にて保管中の滅失・破損した場合、手荷物1個の価格（時価）につき、利用者が申告した額（10万円の限度額）を確認させていただき、その賠償責任を負います。当社の滅失・破損でない場合は、一切、責任を負いません。なお、返却後の間接的に生じた滅失・破損についても、この賠償責任の対象とはなりません。

10. 免責事項

以下については、損害賠償の責任を負いません。

- （1）約款の2に記載された品への滅失、または破損の損害。
- （2）天災・事変などの不可抗力による場合
- （3）司法権の発動により関係官庁、警察などから預かり荷物の提出を求められた場合。
- （4）第三者の不法行為による滅失、破損の損害
- （5）その他、当方の責任に帰さない場合

11. 利用者の賠償責任

利用者の故意や過失により当社が損害を受けた際は、賠償金を請求します。

12. 提供された個人情報の取り扱いについて

利用者から提供された個人情報は、お荷物預かりの手続きの目的、緊急のご連絡以外には使用いたしません。引き渡し完了後に破棄をいたします。

13. 言語

本約款の原文は日本語（和文）とします。なお、その他の言語により本約款の翻訳文がある場合、和文との解釈に矛盾があるときは、和文の解釈を優先・有効とします。

14. 約款の変更

本サービスまたは本約款は、利用者の承諾を得ることなく、当社の判断にて変更を行うことができます。なお、本サービスの利用中に本約款の変更が行われた場合は、個別の利用契約の成立時の約款が適用されます。

制定：2026年5月7日